

振り込め詐欺の被害に遭わないために(Ⅱ)

融資保証金詐欺

「融資をします。手続きのため、まず、お金を振り込んでください」と保証金などの名目で現金を振りこませ、実際には融資することなくだまし取る手口です。



あなたへのアドバイス！

- 正規の貸金業者では、保証金や借入金データの抹消など、いかなる名目であっても、融資を前提に現金を振り込ませることはできません。また、この制度として、保証協会費を納めるとき借入金データが抹消され、融資を受けられるというものはありません。
- 有利な条件(「今回ご案内の届いた方に限り、350万円までご融資」、「90日間無利息」「固定金利0.7%」など)を宣伝する業者は要注意です。電話番号案内やホームページなどをを利用して、ダイレクトメールなどに記載された電話番号、連絡先が実在する業者のものと異なっていないか確認しましょう(一般によく知られている会社名に似た名前のダイレクトメールには注意しましょう)。
- 現金の送付をレターパックで指示された場合は、間違いなく詐欺の手口です。
- 保証金などを要求された場合は、すぐに振り込みます。最寄りの警察署、消費生活センターなどに相談しましょう。



還付金等詐欺

税金や医療費の還付などに必要な手続きを装って電話し、相手にATM(現金自動預け払い機)を操作させ、現金を振りこませてだまし取る手口です。



あなたへのアドバイス！

- 公的機関や電力会社からの還付の手続きは、ATMではできません。このような電話があった場合は、公的機関や電力会社、警察などに必ず相談しましょう。
- 「還付金があります」と言われても、絶対にATMには行かないようにしましょう。
- 携帯電話で話しながらATMの機械操作をしている人は、詐欺に遭っている可能性があります。このような人を見かけたら、声をかけ被害を防ぎましょう。



あやしい電話があつたら、警察や消費生活相談窓口にすぐ相談しましょう!